

## 部活動の活動方針

鹿屋市立高隈中学校

### 1 部活動の目的

スポーツや芸術文化等に興味・関心のある同好の生徒が自主的・自発的に参加し、異学年との交流や活動の中で、他者との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の向上を目指す。

### 2 部活動の設置

部活動の設置にあたっては、学校の実績に応じ、教育的見地からその必要性が認められた場合、学校長が許可する。

- (1) 部の設置にあたっては、その指導を担当する顧問がいること。
- (2) 各部の顧問は本校の教職員とする。
- (3) 外部指導者を活用することもできる。ただし、任用・配置にあたっては、任用前及び任用後の定期において研修を行う。

### 3 入部・退部

- (1) 入部は学年始めに「部活動入部届」を提出する。入部の手続きは次の通りとする。  
『入部手続き』  
ア 「部活動入部届」の記入（全生徒に配布した後、家庭で記入）  
イ 学級担任の印をもらう。  
ウ 学級担任から印をもらった後、各部活動顧問へ提出する。
- (2) 退部希望は原則として認めない。やむを得ない事情が発生した場合、保護者との話し合い後、担任、顧問との相談の上「退部届」を提出する。

### 4 部活動の実施

部活動の実施にあたっては、各顧問の指導のもと、鹿屋市部活動ガイドラインに則り、年間の活動計画(活動日、休養日、及び参加予定大会日程等)並びに毎月の活動計画及び活動実績(活動日時・場所・休養日及び大会参加日程等)を作成し、下記の事項を守り規則正しく継続する。

- (1) 顧問が不在の時の部活動は、原則として中止する。
- (2) 部活動の練習は、下校時刻15分前までを原則として表の通りとする。

月 別	4月前	後	5月～7月	9月前	後	10月前	後	11月前
終了時刻	6:00	6:15	6:30	6:15	6:00	5:45	5:30	5:15
下校時刻	6:15	6:30	6:45	6:30	6:15	6:00	5:45	5:30
月 別	11月後～1月前		1月後	2月前	後	3月	※ 午前授業時	
終了時刻	5:00		5:15	5:30	5:45	6:00	4:30	
下校時刻	5:15		5:30	5:45	6:00	6:15	4:45	

※ 下校時刻とは、校門を出る時間とする。

- (3) 学期中は、週あたり2日以上休養日を設ける。原則として、平日水曜日と土曜日・日曜日のいずれか少なくとも1日以上を休養日としなければならない。ただし、大会前や練習試合等で休養日の設定ができない場合は他の日に振り返る。
- (4) 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。  
また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。
- (5) 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

- (6) 土日及び休日，平日を問わず，すべての大会への参加は，原則として年間12回を上限とする。中体連主催の大会(地区・新人)，地区や県，九州の代表として上位大会に参加する場合は，上記の12回に含まない。
- (7) 定期考査時は，テスト1週間前から部活動を中止する。ただし，大会前等で練習の必要な場合は学校長の許可を得て1時間内の練習ができるものとする。

## 5 部活動の休部・廃部

### (1) 休部規定

ア 3年生が引退後に1・2年生の部員数が，該当種目の活動最低人数に満たない部(団体種目は最低出場人数，個人種目は個人戦最低出場人数+1人)は休部扱いとする。ただし，中体連規定にある合同チームで活動する場合はその限りではない。その際，職員会議の承認を必要とし，学校長が判断する。

イ 新年度に新入部員の入部希望者があり，活動最低人数を満たし，更に顧問の先生が確保されたときは，活動を再開することができる。

### (2) 廃部規定

ア 休部後，新年度においても新入部員がなく，活動最低人数に満たない場合は，その部を廃部とする。

## 6 各部後援会

- (1) 入部生徒の保護者は，各部ごとに後援会を組織し，部活動を援助することができる。
- (2) 援助の内容・方法は，各部後援会の話し合いによるものとする。
- (3) 大会・練習試合等での生徒輸送は保護者が責任のもと行う。

## 7 部活動の生徒心得

部活動生徒(以下部活動生)は，その目的の達成を目指して，特に次の各事項を厳守しなければならない。

- (1) 事故(けがなど)が発生した場合は，顧問・学校長に直ちに届け，判断を仰ぐこと。
- (2) 先輩・後輩の立場を考え，部員間の協力・親和を心がけること。
- (3) 練習を休む場合は，その理由を顧問に届けること。
- (4) 次の場合は，部員個人またはチーム自体での活動(大会出場)を停止する場合がある。
- ア 学習(授業における学習，家庭における学習)を怠った場合
- イ 学校生活における問題行動や極度の学力低下が見られた場合
- ※ 染色・脱色，眉そり等が見られた場合(地区・県中体連申し合わせ事項)
- ウ 部室・練習場・用具等の整理整頓を怠った場合
- エ 登下校に寄り道をしたり，用もないのに商店等に入入りし，買い食いをした場合。

上記の違反行為があった場合は，職員会議(顧問会)を開き，その措置を決定する。

## 8 入部までの流れ

令和3年度の予定

4月12日(月)～20日(火)「見学・体験期間」→4月26日(月)「正式入部」

※ 入部届けを提出した時点で「正式入部」とする。 ※提出最終期限：4月23日(金)

### 【補説】

現在，本校に設置されている部活動は，音楽部の一つです。運動部がないため，スポーツクラブを開設して活動しています。

- (1) 活動日 月・火・木・金 (週4日)
- (2) 活動時間 16:30～17:30
- (3) 活動種目 バドミントン・バレーボール・バスケットボール・ダンス 等